

## 一般財団法人富山県バスケットボール協会の謝金等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第49条の規定に基づき、諸事業において支給する諸謝金その他必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者及び業務内容)

第2条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げるとおりとする。ただし、大会主催者等から別途謝金を支払われる場合は支給しないものとする。

(支払方法)

第3条 諸謝金は、支給対象者本人に対して支払うものとし、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特に本人が希望する場合は、現金で支給することができるものとする。

(源泉徴収)

第4条 本協会は、法令の定めるところにより定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払うものとする。

(委託・助成事業)

第5条 外部の諸機関等が実施する委託・助成事業において諸謝金が支給される場合は、その諸機関等の規程に基づき支給することができるものとする。

(補則)

第6条 第2条の規定に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験及び実績を勘案し、専務理事の決裁により金額を調整することができるものとする。

附 則

この規程は、平成28年10月5日から施行する。

### 別表（第2条関係）

支給対象者		単位	単 価	業 務 内 容
講師	本協会に 関係する者	1時間	2,000円	本協会主催の審判講習会 及び指導者養成講習会
	本協会関係 以外の者	1日	20,000円	
医師		1日	30,000円	本協会主催の各種講習会、 各種大会の救護、医療等
看護師		1日	10,000円	
会場主任		1日	1,000円	本協会主催の各種大会の 運営役員
審判主任		1日	1,000円	
審判員		1試合	1,000円	
備 考		1 本協会関係以外の者が1日当たり3時間以内の講師を務める場合は、10,000円とする。		